

Libraries
for Children
and Young
Adults
Section

児童図書館

サービスのための

ガイドライン

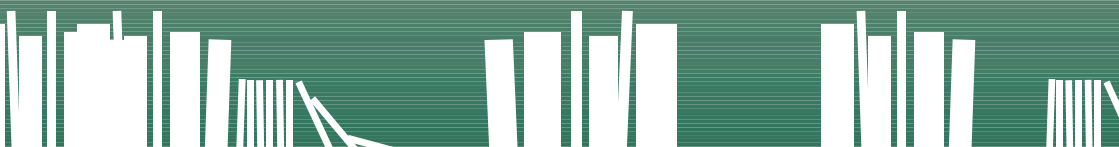
* library services for children - more important than ever
to children and their families all over the world *

はじめに

私たちの社会が地球規模の共同体となり、情報化時代の波が押し寄せるなかで、図書館員の役割や技術の利用法も変貌しつつあります。今日、経済・文化・情報伝達の分野で劇的な変化が起きていることを認識したうえで、それを推し進める方向へと変わってきているのです。

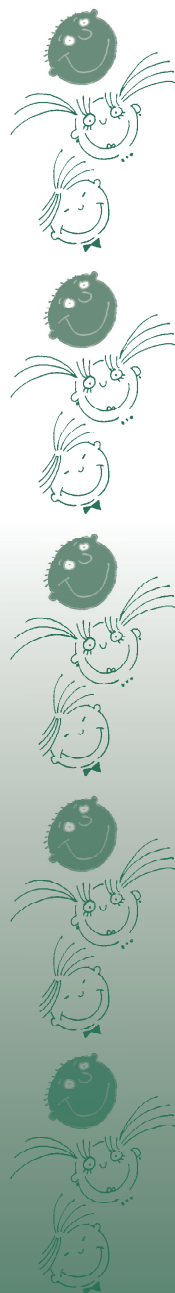
図書館における児童サービスの概要を記したこのガイドラインは、規模の大小、予算の多寡に関わらず、あらゆる図書館の活動指針となるように、児童・ヤングアダルト図書館分科会の常任委員会が作成したものです。

このガイドラインは、IFLAの出版物である *The IFLA/UNESCO Public Library Manifesto* (IFLA/UNESCO 公共図書館宣言)、*The Public Library Service : IFLA/UNESCO Guidelines for Development* 『理想の公共図書館サービスのために : IFLA/UNESCO ガイドライン』、*Guidelines for Library Services for Young Adults* (ヤングアダルト図書館サービスのためのガイドライン) を補完するものです。



序

図書館の児童サービスは、世界中の子どもとその家族にとって、今や、この上なく大切なものとなっています。知識を得、多文化の豊かな世界に触れることは、生涯学習や識字能力の習得と同じく、私たちの社会においてまず第一に求められるものです。質の高い児童図書館が、子どもたちに生涯学習や識字能力の習得の場を提供すれば、子どもたちは社会に参加し、貢献することができるようになります。児童図書館は、大きく変貌する社会に常に対応し、子どもたちの情報・文化・娯楽に対する要求に応えていかなければなりません。どの子どもも地域の図書館に親しみ、そこで居心地よく過ごし、図書館を活用するためのさまざまな技術を身につけることが望まれます。



目 的

このガイドラインは、世界中のさまざまな国の公共図書館が、質の高い児童サービスを提供するための手助けとなることを目的としています。

対 象

このガイドラインは、実際に児童サービスに携わっている図書館員や、図書館管理者、政策決定者、図書館情報学課程の学生および教師を対象としています。

第1節

使 命

「公共図書館は、広範囲にわたる資料を提供し多様な活動を展開することにより、子どもたちに対して、読書の喜びや知識と想像力にあふれる諸作品を見つけ出したときの興奮を実感する機会を提供する。子どもたちとその親には、図書館の上手な利用のしかた、そして印刷資料と電子メディアの利用に関するスキルをどのようにして身につけるかを教えなければならない。

公共図書館には、子どもたちが読書力を身につけるように支援し、本やその他のメディアの利用を促進する特別な責任がある。図書館は、ストーリーテリングや図書館が提供するサービスや資源に関連する活動のように、子どもたちを対象とする特別なイベントを行わなければならない。

子どもたちは早い時期から図書館の利用を奨励されるべきである。というのは、そうすることによって、彼らが将来も図書館の利用者であり続けるだろうからである。

多様な言語を話す国々においては、子どもたちのための本や視聴覚資料は、彼らの母国語のものが利用できるようにしなければならない。」

(『理想の公共図書館サービスのために：IFLA/UNESCO ガイドライン』 より)



第2節

子どもの要求に応える

国連の「児童の権利に関する条約」は、

- ・ 年齢
- ・ 人種
- ・ 性別
- ・ 宗教・国・文化などの背景
- ・ 言語
- ・ 社会的地位
- ・ 個人的な技能や能力

のいずれにも関わりなく、どの子どもも平等に、その潜在能力を十分に伸ばし、情報や資料を自由に入手し、さまざまなプログラムに参加する権利を有するとうたっています。

子どもは地域社会の営みのなかで成長するものであり、地球規模の営みのなかで育まれるわけではありませんが、世界情勢は子どもの成長にも影響を及ぼします。

サービス対象

児童図書館が、個人またはグループとして対象にするのは以下の人々です。

- ・ 乳幼児
- ・ 未就学児
- ・ 13 歳以下の学童
- ・ 特別な支援を必要とする子どもたち
- ・ 両親およびその他の家族
- ・ 保育者
- ・ その他、子ども・本・メディアに関わる仕事をしている大人

目 標



- ・すべての子どもが、
 - 情報
 - 識字や映像・電子資料・メディアの活用能力
 - 教養
 - 読解力
 - 生涯学習能力
 - 創造的な余暇活動プログラムを身につける権利を保障します
- ・子どもが、あらゆる資料やメディアを自由に利用できるようにします
- ・子どもとその両親および保育者に向けてさまざまな活動を行います
- ・家族が地域社会にとけこめるように支援します
- ・子どもの能力を高め、その自由と安全を守ります
- ・子どもが自信に満ち、能力を備えた人となるよう励まします
- ・平和な世界の実現を目指します

資 金

子どもたちは、いわゆる「投資」に値する存在です。

児童図書館には、資料や公共サービスの質を維持し、より良いものとするために予算が必要です。

基本的な予算に加え、例えば以下のような外部からの資金援助で補完することも可能です。

- ・ 政府補助金（特別な催し物や新しい企画を行う場合）
- ・ 文化機関（音楽、舞踊、演劇、芸術、歴史および民族に関する催し物を行う場合）
- ・ 出版者（作家や画家を招いたり、無料の物品の提供を受ける場合）
- ・ 後援（特定のイベントに対する地域企業やボランティア団体からの援助）
- ・ 非政府機関
- ・ マッチングファンド

資料

児童図書館は、子どもの発達を助けるのにふさわしいあらゆる形態のさまざまな資料、例えば印刷資料（本、定期刊行物、漫画、小冊子）、メディア（CD、DVD、カセット）、おもちゃ、学習ゲーム、コンピュータ、ソフトウェア、周辺機器など、を所蔵するべきです。



選択規準

蔵書やサービスを構築するにあたって、図書館員は以下のような点に留意して資料を選ぶべきです。

- ・質の高いもの
- ・年齢にふさわしいもの
- ・内容が正確で、今日の状況に合っているもの
- ・さまざまな価値観や意見を反映したもの
- ・地域社会の文化を反映したもの
- ・地球社会への扉をひらくもの

場 所

あらゆる年齢の子どもにとって、図書館は開放的で、魅力的で、探究心を刺激するような場所であって、脅威を感じるような場所であってはなりません。

図書館には児童サービス専用の場所が必要であり、そこが子どものための場であることがすぐにわかり（例えば、子ども向けの特別な家具や内装、色づかいによって）、図書館内の他の部門と区別がつくようであれば理想的です。

図書館は、子どもがほかの子どもと実際に出会い、あるいはインターネットを通じて他の子どもたちと出会える公共の場なのです。

サービス

児童サービスは、大人に対するサービスと同様に重要であり、同等に扱われなければなりません。

児童図書館は以下のサービスを通じて、地域の子どもたちの情報や文化、娯楽の要求に応じていかなければなりません。

- ・さまざまな資料を貸し出す
- ・情報提供やレファレンスサービスを行う
- ・子どもが資料を選ぶ手助けをする
- ・選書や図書館サービスの向上に子どもの意見を取り入れる
- ・図書館利用法や情報活用能力向上のための訓練を行う
- ・読書意欲を高めるような活動を行う
- ・創意工夫に富んだ催し物やおはなし会を行う
- ・親や保育者を啓発する
- ・保育者、幼稚園や保育園の先生、学校の教師、図書館員に対し、レファレンスサービスや研修を行う
- ・地域の団体や機関と協力し、またそれらを支援する

地域との連携

地域の他の団体や機関と協力しあうことは、大切であり有益です。

- ・ 地域の人々が、情報や文化に関してどのような要望を持っているかを調査し、それに応じて図書館資料を整備することにより、地域の機関が競合するのではなく、子どもの利益のために互いに協力しあう関係を築くことができます
- ・ 学校との協力も大切です。学校図書館が教育課程において子どもを支援するのに対し、児童図書館は子どもが自ら学んだり、楽しみのために読書をする場となります
- ・ 保健所や保育園、幼稚園その他の保育施設と協力することは必要であり、積極的に行うべきです。特に子どもたちとその親、保育の専門家たちを対象に読書推進活動を行う際に有効です

広 報

子どもの時間を奪い、注意を引くものが増えているなかで、児童図書館の積極的な意義を広く知らせることはきわめて重要です。

読書と識字能力は、コミュニケーションに必要な技術であり、その重要性は繰り返し強調する必要があります。

人的資源

児童図書館を効率よく、専門的に運営するためには、訓練を受け、意欲的に仕事に取り組む児童図書館員が不可欠です。

児童図書館員として望ましいのは、

- ・ 熱意
- ・ 意思の疎通を図り、周囲と円満な人間関係を築くことができ、協同して作業を行い、問題を解決する能力
- ・ 連携・協力関係を構築する能力

- ・ 率先力と、柔軟で変化に対応できる能力
- ・ 利用者の要求を分析し、サービスやプログラムを企画、運営、評価する能力
- ・ 新しい技術を積極的に学び、専門性を高めようとする意欲を備えていることです。

また、児童図書館員は、

- ・ 児童の心理と発達
 - ・ 読書力の発達理論とその推進策
 - ・ 芸術や文化に親しむ機会
 - ・ 本および関連するメディア形態の児童文学
- について、知識を持ち理解していることが必要です。

運営と評価

児童サービスの担当者が、図書館の運営企画の立案段階から参加していることが重要です。館全体の目標、および長期計画が作られる過程で、児童サービスの重要性を認識してもらい、支援を確実なものにすることができるからです。

業務の達成度に関する信頼できる情報は、評価や改善のために必要なものです。

- ・ 資源、職員、サービス、貸出し、催し物などに関する統計をとること。これらの統計は、計画を立案したり、責任の所在を明示したり、運営上の判断を行うときに必要なデータとなります
- ・ 職員の業務達成度を、一定の能力水準値に照らして評価すること

第3節

情報や記事をお寄せください！

- ・ 児童・ヤングアダルト図書館分科会常任委員会にはあなたの協力が必要です
- ・ どうぞ分科会に参加して、最良の実践例をお送りください。IFLA ウェブサイトの分科会のページに掲載します
- ・ 情報は委員長または編集担当の情報コーディネーターにお送りください

詳細情報

この小冊子は、クロアチア・ザグレブのメドヴェシュチャク公共図書館の共同出資を得て、IFLA 児童・ヤングアダルト図書館分科会が 2003 年 12 月に作成したものです。

分科会の活動に興味のある方は、IFLA の会員になり、分科会に登録してください。

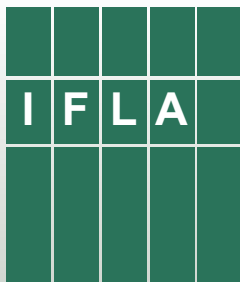
© IFLA

さらに詳しくお知りになりたい方は、IFLANET(www.ifla.org) の分科会あてにご連絡ください。紙媒体の『ガイドライン』は、情報コーディネーターにご注文ください。

この『ガイドライン』は、分科会の作業部会および協力をいただいた方たちによって作成された説明資料の草案を基にしています。参照：www.ifla.org/VII/s10/scl.htm。

『ガイドライン』に使用した挿絵は、クロアチア・ザグレブのメドヴェシュチャク公共図書館の資料から使用させていただきました。





IFLA

P.O. Box 95312
2509 CH The Hague
Netherlands

Tel. +31 70 3140884
Fax +31 70 3834827
E-mail: ifla@ifla.org
www.ifla.org

児童図書館サービスのためのガイドライン
Guidelines for children's libraries services

ISBN 978-4-87582-656-9

平成 19 年 8 月 30 日 発行

編 著 IFLA 児童・ヤングアダルト図書館分科会
翻 訳 国立国会図書館国際子ども図書館
協 力 社団法人 日本図書館協会児童青少年委員会
編集・発行 国立国会図書館国際子ども図書館
〒110-0007 東京都台東区上野公園 12-49
電話 03-3827-2053 FAX 03-3827-2043
印 刷 勝美印刷株式会社
〒112-0002 東京都文京区小石川 1-3-7

※翻訳・刊行については IFLA（国際図書館連盟）の許諾を得ています。
※本誌の PDF 版を国際子ども図書館ホームページでご覧いただけます。
(<http://www.kodomo.go.jp/>) 訂正があった場合は、ホームページ上に掲載いたします。